

糸島市補助金設計書

所管課 ブランド政策課

補助金名称	地域おこし協力隊員活動助成金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当規等	地域おこし協力隊推進要綱、糸島市補助金等交付規則 糸島市ブランド推進に係る地域おこし協力隊員活動助成金交付要綱

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策2_地域経済の活性化

施策②_域内経済循環の推進

1 補助の目的

マーケティングを踏まえた商品開発を市内の多くの小規模事業者ができる環境の構築に向け、地域おこし企業人と共同で人材育成等を進める。これにより、市内小規模事業者の販路拡大、底上げを図るとともに、ものづくりの街として市のブランド力の向上を図る。
総務省の地域おこし協力隊の制度を活用し、都市地域の住民を糸島市へ異動させ、市内での起業、就業を図る。

2 成果指標

指標① 販路拡大のための独自商談会・研修会の開催(回)

目標値① 6 (単位) 回

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

地域おこし協力隊活動費

【補助対象者】

地域おこし協力隊員

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

地域おこし協力隊の活動経費として、平成21年3月31日付総行応第38号「地域おこし協力隊推進要綱」により財政措置される経費。
(協力隊の活動に要する経費、隊員の研修受講に要する経費、隊員の定住のために要する経費、住居・活動用車両の借上費に要する経費等)

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 10 分の 10

【積算根拠ほか】

補助限度額: 2,000千円から当該隊員に係る共済費を除いた額

※平成21年3月31日付総行応第38号「地域おこし協力隊推進要綱」により「地域おこし協力隊員の活動に要する経費」として財政措置される額。

※国の財政措置(報酬込で480万円)に基づく、隊員の生活や活動のための経費である。

①大都市の住民を条件不利地域へ異動させる国の制度を活用するものであり、活動費の補填なしには移住を伴う活動が困難であること、

②市内産品などの販路を拡大するために、消費地である都市地域の視点を持つ隊員の活用が必要であること、以上2点の理由により100%の補助とせざるを得ない。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで

当初任用期間は令和5年1月31日までであったが、産休により令和5年度まで延長